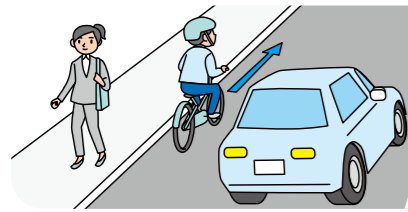


## 自転車安全利用のキホン!

### 自転車は車道が原則! 左側を通行しよう



車道の右側通行は違反です

車も自転車も譲り合いの気持ちで



◀自転車通行帯(左)と通行位置の目安を示す矢羽根型路面表示(右)

### ※歩道通行は限られた場合のみ

①歩道通行可の標識・標示があるとき

②13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、一定の障害のある方が運転するとき

③道路工事などで車道を通るのが危険なとき



自転車通行可の歩道を走るときも、速度を落として車道寄りを通りましょう



歩行者優先で

### 交通ルールを守ろう

- ・飲酒運転、2人乗り、並進(横並び運転)は禁止
- ・夜間はライトを点灯
- ・交差点では信号を順守等



交差点では一時停止・安全確認を!

### ヘルメットを着用しよう

事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることがとても重要です



### 保険に加入しよう

市内で自転車を利用する全ての人に、自転車損害賠償保険等への加入が義務付けられています

### 自転車交通安全教室in交通公園

- 日時=5月22日(日)10:00~12:00 ●会場=三居沢交通公園
- 内容=自転車に乗りながら交通ルールを学びます ●対象=小学生以下の子どもと保護者
- 自転車とヘルメットは貸し出します ●直接会場へ



## 5月は自転車月間!

# 自転車で仙台を楽しもう!

### 自転車の活用を推進しています

手軽で便利な乗り物として、子どもから大人まで利用されている自転車。近年では健康志向の高まりや環境負荷の軽減に加え、災害時やコロナ禍等の移動手段として、そのメリットが見直されています。国は、自転車の活用を推進するため、平成29年に「自転車活用推進法」を施行。本市でも平成31年に「仙台市自転車の安全利用に関する条例」を施行し、安全・安心に自転車を利用できる環境づくりに取り組んできました。令和3年3月には、自転車の活用を総合

的かつ計画的に推進するため「仙台市自転車の安全な活用推進計画」を策定。「誰もが安全・安心に楽しく自転車を利用できるまちを基本目標に「自転車の安全・快適に利用できる都市環境の形成」「自転車の強みを発揮した地域づくり」の3つを基本方針に掲げ、警察や地域、学校等と協働で交通安全教育や啓発を行うとともに、安全で快適な通行空間の整備も進めています。さらに、利便性や健康増進等の自転車の強みを、観光振興をはじめとした地域づくりに生かすなど、広く活用を推進しています。

楽しく安全に自転車を利用できるまちへ  
自転車は便利な反面、安全に利用しないと、重大な事故につながる危険があります。令和3年度の調査では、市民の自転車利用ルールの遵守率は56・8パーセント、条例で努力義務とされているヘルメットの着用率は13・0パーセントにとどまります。事故に遭わない、事故を起こさないために交通ルール順守の徹底が課題となっています。こうした状況を踏まえ、市では、幼児から高齢者まで全ての年代に向けた交通安全教室などを実施。段階的・継続的な交通安全教育により、一層の安全利用意識の向上を目指しています。併せて、都心エリアなどを中心に、「自転車ネットワーク路線」を選定し、自転車通行帯などの整備を進めることで、エリア全体の安全な走行環境整備も行っています。また、民間事業者等と連携し、自転車を利用した観光地巡りやライフスタイルの提案など、自転車を日常生活や余暇活動に生かす取り組みも始めています。暮らしに欠かせない交通手段の一つである自転車。今後も、誰もが安全・快適に自転車を活用できる環境づくりを進めていきます。

### おすすめサイクリングコースをご紹介します!

## 海岸公園サイクリングロード

海岸公園センターハウスのレンタサイクルで、海辺のサイクリングを楽しんでみませんか。



海岸公園センターハウスで受け付けているレンタサイクル。サイクリングマップも配布しています



子どもたちが自由に遊べる広場や遊具があります。サイクリングの寄り道にもお勧めです



サイクリングロード(仙台巨理自転車道線)

海岸公園センターハウス

海岸公園冒険広場



海に近い場所では、水平線や波の様子がはっきり見え、眺め抜群!



貞山運河に沿って、走りやすい直線が続くサイクリングロード



川のせせらぎや潮風、海の香りを楽しみながら、爽快感とともに走ることができます

この特集に関するお問い合わせは、自転車交通安全課 ☎214・1075、FAX214・1091